平成30年

上尾市議会12月定例会議案

概 要

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第82号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の	
	任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する	
	条例の制定について	1
議案第83号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改	
	正する条例の制定について	2
議案第84号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の	
	制定について	3
議案第85号	上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制	
	定について	4
議案第86号	公の施設の指定管理者の指定の変更について	5

議案第82号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

1 趣旨	人事院勧告に準じて、	市職員の給与改定を行うもの
(提案理由)		

- 2 内容
- (1) 給料表の改定
 - ・若年層に重点を置いた給料月額の引上げ 【平均改定率 0.2%】
 - ・平成30年4月分の給料に遡及適用
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定
 - ・勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ(4.40月分→4.45月分)
 - ・平成31年度以降の期末勤勉手当の均等配分

(単位:月分)

		H 3 0 年度 (現行)	H 3 0 年度 (改定後)	H 3 1 年度 以降
期	6 月期	1. 225	1. 225	1.30
末手	1 2 月 期	1.375	1. 375	1.30
当	合計	2.60	2.60	2.60
勤	6 月期	0.90	0.90	0.925
勉手	1 2 月 期	0.90	0.95	0.925
寻	合計	1.80	1.85	1.85
	ド手当及び 边手当の合計	4. 40	4. 45	4. 45

(3) 管理職員特別勤務手当の新設

災害対応のため、週休日、休日及び平日深夜に勤務した 管理職の職員に管理職員特別勤務手当を支給

【例】 週休日に8時~14時まで勤務した場合 5級の職員(課長など)・・・7,000円 平日に0時~3時まで勤務した場合 5級の職員(課長など)・・・3,500円

3 施行期日

第1条及び第3条の規定 公布の日

第2条及び第4条の規定 平成31年4月1日

議案第83号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務部職員課)

1 趣旨	職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び
(提案理由)	教育長に支給する期末手当の支給割合を改めるもの

2 内容

期末手当の支給割合の改定

- ・期末手当の支給月数を0.05月分引上げ(4.40月分→4.45月分)
- ・平成31年度以降の期末手当の均等配分

(単位:月分)

	H 3 0 年度 (現行)	H30年度 (改定後)	H 3 1 年度 以降
6 月期	2. 125	2. 125	2. 225
1 2 月期	2. 275	2. 325	2. 225
年間支給月数	4.40	4.45	4.45

3 施行期日

第1条の規定 公布の日

第2条の規定 平成31年4月1日

議案第84号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

趣旨 (提案理由)

国民健康保険事業に要する費用となる国民健康保険事業費納付金に充てる国民健康保険税について、資産割及び世帯別平等割による課税を廃止するとともに、税率等の見直しを行うもの

2 内容

【平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴う見直し】

- (1) 埼玉県(共同保険者)の国民健康保険の運営方針
 - ① 賦課方式は2方式を標準とする。
 - ② 平成35年度までに赤字を解消する段階的な目標の設定
 - ③ 賦課限度額は、法定額どおり設定し、県内同一を目標とする。
- (2) 現行4方式(所得割・資産割・均等割・世帯別平等割)

	所得割	資産割	均等割	世帯別 平等割	賦課 限度額
医療分	6.8%	<u>30%</u>	10,000円	15,000円	52 万円
後期高齢者 支 援 金	1.5%		8,000円		<u>17 万円</u>
介護納付金	1.0%		9,000円		16 万円
合 計	9.3%	<u>30%</u>	27,000円	15,000円	85 万円

(3) 改正案2方式(所得割・均等割)

	所得割 均等割		賦課 限度額
医療分	6.8%	27,000円	58 万円
後期高齢者 支 援 金	<u>1.9%</u>	10,000円	19 万円
介護納付金	<u>1.5%</u>	12,000円	
合 計	10.2%	49,000円	93 万円

3 施行期日

平成31年4月1日

議案第85号

上尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(市民生活部保険年金課)

	(市民生活部保険年金課)
1 趣旨	厚生労働省告示の改正に伴い、所要の改正を行うもの
(提案理由)	
2 内容	【厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)が改正され、引用
	条項が変更になったことによる規定の整理】
	条例第5条第2項の改正部分
	【改正前】
	「別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項 <u>注8</u> 」
	【改正後】
	「別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料の項 <u>注9</u> 」
3 施行期日	公布の日

議案第86号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

(都市整備部みどり公園課)

1 趣旨 大谷北部第四土地区画整理事業により壱丁目公園の供用を (提案理由) 廃止することに伴い、その管理に関し、指定管理者の指定の

期間を変更するもの

2 内容

(1) 公の施設の名称 壱丁目公園(都市公園)

(2) 公の施設の位置 上

上尾市大字壱丁目431番25

(3) 指定管理者

(公財) 上尾市地域振興公社

(4) 指定の期間

【変更前】H28.4.1~H33.3.31



【変更後】H28.4.1~H31.1.31

大谷北部第四土地区画整理事業施行区域



上が新設された「どんぐり公園」(2,134.5 m²) 下が廃止される「壱丁目公園」 (172 m²)